ごり我 向月 理組々役けにま

て日ご午調

る予

案

要

な

収

承を原い令 認開尋て和 さ催司総三 れし議代年 まま長六九 した、十月た。た。深三十 田名二 下裕(日記一う) の副ち日 第議書 一長面に 号のにサ 議もよイ 案とるエに者と い五名交 流 賛七がプ 成回出ラ 多総席ザ 数代しに

で会松お

長 あ \mathcal{O}

組

合 長 河 本 守

第いき令 ま めの さ役 せ員 て改 い選 いただくことにな寒の総会とその必 な後 90 ま理 事会によ よろ く引

てのご皆今 『業施設の4 において選出 がで選出 つにた 関 いつ総 わ てい代

いて事業関係者と合意し、調停が成、令和三年六月四日に名古屋簡易裁機関七行に多くの支援をいただけるついては、昨年十二月に名古屋市、 する費 もの の他 には ・簡易裁判所、 ・けるよう、関 限 定 L までと た決算 し提調ま 同

「大規語

模商業施設

に

0

 \leq

項

財

産

目

百入

万金

、理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いしますり組んでおりますので、総代及び組合員の皆様におかれましれな役員一同、早期の事業再開、事業完成に向け一致団結しまた、大規模商業施設の状況については、三月にはコメトコも開業しました。残る保留地についても、売り準備を進め、早期に契約できるよう、努力してまいりましております。 でご説明させていただき、十二月に事業計画変更の総会を開口午後の総代説明会を皮切りに九月十四日からの地権者説明明停の内容も含め第六回の事業計画変更案について、九月間の内容も含め第六回の事業計画変更案について、九月 会を記る まま結まり ししま売り、 開明月 却に

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合 の令和2年度収支決算の定期監査を実施した結果、収支決算書及び事業報告書の内容は状況に応じた整理・処理が適切にされて おり、財産目録、金銭の収支及び保存書類 等も適切かつ正確であり、事務処理の執行

状況も適切であると認めます。 なお、いまだ厳しい事業運営の解消に向 け、保留地処分等の資金調達対応を迅速か つ適切に図って頂きたい。

代表監事 河本 行功

令和3年9月に地権者の皆様にご案内させていただい たとおり、令和3年12月19日(日)(開会は午後1時~、受 付は午前9時~午後1時)に、サイエンス交流プラザにお いて、変更事業計画(案)(第6回)についての総会を開 催します。

総会への出席方法は、以下の3通りがあります。 (1)組合員ご本人が総会に出席する

(希望される方は、受付後、議決権を行使し、帰宅が可能)

(2)総会前に書面(書面議決書)にて議決権を行使する (3)委任状により代理人へ議決権を委任する

重要な議決事項となりますので、組合として、総会に出 席できない地権者におかれましては、ご自分の意思を 書面議決書にて議決権を行使することを強く推奨いたし ます。なお、書面議決書は令和3年11月30日までにご提 出いただきますよう、ご協力をお願いします。

詳細は、今和3年9月21日付第7回総会招集通知をご 確認ください。

【発行】

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合 名古屋市守山区大字中志段味字二少塚2239番地 電話052-736-5030 FAX 052-736-5031

組合HPは中志段味で検索 又は下記QRコードから



工

者

明会

日

総

始八事

め期関九区係

件画

こ(主な工庫)道路築造三

組 彦

二令事 に令調 お和査 ける再ない。 建中係 計志 画段 ① 味 案特

策

定支援 地

業

 \Diamond

九

務理

土

区

画

事

百和人 百和業七二金十二費 百で 百十五事(累計) 五万三千四· 事業費決算? 十総

七額 円

第57回総代会の様子

(決算 類 (決算 額 額 案 令 度収支決算等に 千七七 0 百六十六円 \mathcal{I}

差支収収

金令 五百 九

引出入支 地総会業 会関告 (二回) (基) (基) +円

事工 間 説 は事 明会 裏面 図 面 回 参

収支決算内訳 (単位:円)

収入の部			支出の部		
科目	決算額	予算額	科目	決算額	予算額
助成金	356,586,842	365,000,000	会議費	406,851	210,000
保留地処分金	12,000,000	1,166,000,000	事務所費	84,396,752	75,592,000
雑収入	34,972,553	33,265,000	工事費	106,431,435	267,000,000
仮清算徴収金	0	100,000	補償費	25,793,634	51,145,000
繰越金 (令和元年度から)	1,567,460,962	1,482,635,000	調査設計費	373,524,405	414,000,000
			借入金償還金	0	1,108,000,000
			借入金利子	193,808,493	216,000,000
			雑支出	230,196	343,000
			仮清算交付金	0	100,000
			予備費	0	100,000,000
計	1,971,020,357	3,047,000,000	計	784,591,766	2,232,390,000

※ 令和3年度への繰越金は1,186,428,591円

中志段味特定土地区画整理事業

令和2年度 決算図

天白元屋敷遺跡範囲

Q

第一 総 代 号議· 会 で 案 の

主

な

質 疑

等

関

連

四十一円)の内訳は。 Q (決算額二千八百六十八万二千八百 支出の事務所費における諸費

円となっています。 停関連費用としては、 安全協会等の会費となっており、 の弁護士報酬や調停関連費用、交通 諸費の内訳は、顧問弁護士等へ 二千百六十万

時使用料の内訳は。 収入の雑収入における組合管理

場として貸し出した賃料収入となっ ております。 バスの回転場や工事業者等へ土

九十八街区移転先整備工事とは。

汚染土を良質な土に入れ替えをしま 宅への影響を考慮し、矢板を打って 移転先を整備する工事です。 Α 蟹原交差点付近の街区における 近隣住

(その十二)及び第九期区画道路築造工 都計志段味田代町線道路築造工事

総

代

説明

会

地

権者説明

会

概略施工

排水機能

図面番号④

号機の設置及び周辺の区画道路を含めた 交差点の整備を行った工事です。 コストコのオープンに向け、新設信

(図面番号②) 六十五街区竹林撤去工事とは。

Q

Α

たため、撤去工事を行ったものです。 林の一部を伐採して欲しいと要請があっ 障となり見通しが悪く、愛知県警より竹 新設信号交差点において、竹林が支

業務委託における地権者合意形成支援と **令和二年度再建計画** (案) 策定支援

(名古屋市)

Q

に関する意向調査を行ったものです。 の説明会開催に関する支援や、再建方針 事業区域変更の説明会及び再建方針

Q

主な質疑等

屋市からは地域環境改善地区の対応案について説明がありました。 成立の報告、 に地権者説明会を開催しました。 組合から民事調停及び特定調停 令和三年九月十二日に総代説明会 変更事業計画書(案) (第六回) 九月十四日から九月十九日 等を説明し、名古

> 能性がありま 詳細な施工計

す。

(組合)

資金計画等を前提に概略の施工順序を決めております。なお、

移転補償計画の検討により、

変更になる可

の確保や都市計画道路の整備、 計画の施工順序の決め方は。

保留地の整備

得られるとはどういうことか 組合の自助努力による事業収支改善額と同額の支援が市から

事の開始は、

令和五年度に仮換地の再指定を行う予定で、

令和六年度からを予定しています。

A か Q

概略施工

計画について、 第一期の工事はいつから始まるの

外の公共施設(区画道路、 う程度の市の支援をいただくことを調停で合意しました。 備に係る補助のみですが、 組合が自助努力(区域縮小、再減歩等)を行い、それに見合 市の支援については、現在の事業計画では都市計画道路の整 公園等)の整備についても支援を行 変更事業計画案では、 都市計画道路以 組合

施行区域の設定基準は。 北部は継続地区で、 南部の半分くらいが除外されているが、

定状況を考慮し、 施行区域は、 経済的合理性を踏まえて設定しました。 工事着手済みや移転補償済み箇所、保留地の設

金融機関からの借入金は、 いつ完済できるのか。

Α

度に借入金を完済する予定です。 大規模保留地売却後の組合の想定借入残額である約八十七億 公社による保留地の先行取得による収入資金で、 令和六年

その他工事 図面番号 1 第8期区画道路築造工事 2 65街区竹林撤去工事 3 98街区移転先整備(A-1)工事 都計志段味田代町線道路築造工事(その12) 4 及び第9期区画道路築造工事 第3期特殊道路(長戸川)築造工事 (5) 第13期造成工事【繰越】 6 7 第43期造成工事【繰越】 8 第19期区画道路及び特殊道路4-14号線築造工事【繰越】 下志段味第11号公園及び中志段味第13号公園整備工事【繰越】 9 第4期特殊道路(長戸川)築造工事【繰越】 10

7

(5)

9

凡例

過年度道路等整備箇所

持殊道路築浩工車

整地工事

公康築造工事

※5789⑩は、下志段味との関連工事です。

区画道路(の見直しの考え方は。

相当議論して決めております。 のないところ 資金的な はできるだけ幅員を広くとるなど、 理事会等で **面で制約があるため、道路の整備にあたり移転** (組合)

りさせる等の で幅員が変わ 道路管理 蒠見を反映したものです。 (名古屋市) らないようにしたり、道路の主従関係をはっき 者、交通管理者との打合せの中で、道路の途中

域 環 境改善地区について】

地

のか。 欠けたら拡幅 地域環境 できないのか。また、整備は市が行ってくれる 改善地区の狭あい道路の拡幅整備は、一人でも

必要ですが、 合意が必要で を行います。 一部狭い 条件が整ったものについては、市が設計、工事 す。整備には、地権者から用地寄付等の協力が 箇所が残り、安全性が確保できないため、全員

と整備できな Q 地域環境 いのか。 改善地区の下水道は、市が管理する道路でない

員同意や、 きます。 界が明確になっているなどの条件があります。また、下流側 ります。私道についても、先ほどの条件に加え、地権者の全 から整備する必要があり、継続地区と一体で検討が必要にな 下水道整備については、市が所有する道路の中でも、境 地上権設定等の条件が整えば、整備することもで

香の意見も聞いて、換地設計を行って欲しい。

AQ

等に目を通し 議決後、令和 ています。換地設計については、今まで寄せられている要望 応できないことについてご理解をお願いいたします。 (組合) 土地所有者 具体的な て作業をしておりますが、全てのご要望等に対 四年度に組合員それぞれにお示ししたいと考え 仮換地や減歩率の案は、令和三年十二月の総会